証券コード　3661
2020年６月11日

株　主　各　位

東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
株式会社エムアップホールディングス
代表取締役　美藤　宏一郎

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月26日（金曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月29日（月曜日）午前10時
２．場　　所　東京都渋谷区渋谷２-22-３　渋谷東口ビル１Ｆ
ＴＫＰガーデンシティ渋谷
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第16期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第16期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件
第2号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第3号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
４．招集にあたっての決定事項
　株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご留意ください。
５．議決権の行使についてのご案内
(1)インターネット等による議決権行使の場合
　インターネット等により議決権を行使される場合には、３頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2020年６月26日（金曜日）午後５時までに行使してください。
(2)重複行使の際の取扱いについてのご案内
　書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　当社は、法令及び定款第16条の規定に基づき、新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイト(https://m-upholdings.co.jp/)に掲載することにより開示しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員または会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、上記連結株主資本等変動計算書、株主資本等変動計算書、連結注記表及び個別注記表を、並びに監査等委員が監査した事業報告には、上記新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況を含みます。

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎　新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されておりますが、株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。体調が優れない場合は、郵送やインターネット等により事前に議決権の行使をしていただき、当日のご来場はご遠慮頂きますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において感染予防のための措置を講じる場合もございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様と、ご出席が難しい株主様の公平性等を勘案し、お土産の配布は取り止めとさせていただいております。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

１．議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net

２．議決権行使の方法について

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

３．議決権行使のお取扱いについて

（１）議決権の行使期限は2020年６月26日（金曜日）午後５時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

（２）書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（３）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

（４）パソコンのインターネット等のご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

４．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

（１）パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（２）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（３）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

５．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（１）本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］ 0120（652）031 （受付時間 9：00～21：00）

（２）その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引先の証券会社あてお問い合わせください。
イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行事務センター
［電話］ 0120（782）031 （受付時間 9：00～17：00　土日休日を除く）

６．議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用情勢の改善と個人消費の持ち直しにより、全体としては緩やかに回復しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、足下では急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあります。先行きについても、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクが懸念され、感染症の影響による極めて厳しい状況が続くと見込まれております。

当社グループの事業領域であるインターネット関連市場は、スマートフォンをはじめとするモバイル端末が生活にとって最も身近なデバイスとなるまで普及し、インターネットの利用時間やそれを介したサービス消費も増加するなど、安定的な成長と拡大が続いております。一方で、テクノロジーの進化や新たなビジネス、サービスの創出は加速しており、加えて2020年には第５世代移動通信システムの商用化が始まるなど、事業環境は目まぐるしく変化しております。

音楽やアーティスト関連の市場動向といたしましては、2019年の音楽ソフト（オーディオレコード及び音楽ビデオ合計）の生産金額は2,291億円（前年同期比4.7%減）、音楽配信の販売金額が706億円（前年同期比9.6%増）となりました（出所：一般社団法人日本レコード協会）。特に音楽配信では、ストリーミングサービスの利用が急拡大しており、新たな市場が形成されております。

ライブ、コンサート市場は、2019年上半期（１月から６月）の市場規模が1,573億円（同9.4%増）となり、引き続き拡大しております（出所：一般社団法人コンサートプロモーターズ協会）。しかしながら足下の状況としては、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、多くのライブ、コンサートが中止、延期となっており、コンサート市場へも大きな影響が出ております。

音楽の市場全体としては、利用者の志向が「モノ消費」から「コト消費」へと移行してきており、加えて、コロナウイルス感染症の影響により、ライブ、コンサートの動画視聴も普及するなど、事業環境は変化しており、それらを的確に捉え、競争力を維持、向上させていくことが、より重要となってきております。

このような外部環境の中、当社グループでは、アーティストを中心として、タレントや声優、アニメまで幅広いジャンルにおいて、ファンクラブサイトを事業の軸としながら、電子チケットやeコマース、キャラクター、スタンプ、音楽、電子書籍といった多岐にわたるデジタルコンテンツの配信に至るまで、複合的な事業展開をしてまいりました。数多くの有力アーティストやコンテンツを保有するという優位性を生かし、それらを相互活用することでグループ全体でのシナジー効果を発揮させ、事業基盤の拡大と多様化を進めてまいりました。

加えて、ＶＲや電子チケットなど今後の成長分野での新たな事業領域の開拓と収益の獲得も引き続き推進してまいりました。

また、経営資源の最適分配を行うと同時に、役割や業務内容の明確化を図り、それぞれの責任と権限において迅速な意思決定を行うことによって、さらなる事業拡大や経営人材の育成等を進め、持続的に企業価値の向上を図っていくことができる体制を構築すべく、2020年４月１日より持株会社体制へと移行いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は11,061百万円（前年同期比59.9％増）、営業利益は729百万円（前年同期比80.9％増）、経常利益は924百万円（前年同期比105.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は470百万円（前期は2,269百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

部門別＼期別	第14期（2018年３月期）		第15期（2019年３月期）		第16期（2020年３月期）	
	売上高（百万円）	構成比（%）	売上高（百万円）	構成比（%）	売上高（百万円）	構成比（%）
コンテンツ事業	3,353	91.0	5,726	82.8	9,167	82.9
EC事業	227	6.2	596	8.6	734	6.6
電子チケット事業	－	－	496	7.2	1,092	9.9
その他	102	2.8	99	1.4	68	0.6
合計	3,683	100.0	6,919	100.0	11,061	100.0

セグメントごとの概要は、以下のとおりであります。

(コンテンツ事業)

コンテンツ事業では、主にスマートフォン向けにファンクラブサイト運営や各種デジタルコンテンツ配信、動画サービス、アプリの提供などを行っております。

当連結会計年度におきましては、引き続きアーティスト等の獲得による新規ファンクラブ/ファンサイトの開設を進めるとともに、会員向けのチケット先行販売や会員限定のイベントの実施などにより、収益の源泉となる新たな有料会員の獲得に取り組んでまいりました。加えて、年額制のファンクラブの採用や、アプリ化などを進めることで、多様化する利用者ニーズへの対応と、収益獲得のための間口の拡大にも努めてまいりました。

また、電子チケット及びチケットトレードサービスのファンクラブサイトへの導入や、サイトやアプリのリニューアルなどによって、既存のファンクラブにおける会員数の維持向上や単価上昇のための施策を講じてまいりました。

この他、これまでのコンテンツ配信で培った経験やノウハウを活用し、動画配信分野の強化並びにＶＲなどの新規事業の開発にも引き続き努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるコンテンツ事業の売上高は9,167百万円(前年同期比60.1%増)、セグメント利益は1,294百万円(前年同期比161.5%増)となりました。

（ＥＣ事業）

ＥＣ事業につきましては、主に当社グループの運営するファンクラブサイト等を通じて、ＣＤ、ＤＶＤ及びブルーレイといった音楽映像商品と、アーティストグッズを販売しております。

当連結会計年度においては、アーティストのオフィシャル通販サイトの開設や、ファンクラブ限定の先行販売などを実施することで、収益を拡大させてまいりました。また、ライブやイベント会場の物販でもスムーズに利用できるＱＲコード認証とスマホ決済サービスや、独自のＰＯＳレジシステムといった新規サービス開発にも注力しており、新たな取り組みとして、グッズの事前販売・会場受け取りサービスも開始するなど、eコマースの枠を超え、販売機会を増加させております。

以上の結果、当連結会計年度におけるＥＣ事業の売上高は734百万円（前年同期比23.1%増）、セグメント利益は528百万円（前年同期比157.7%増）となりました。

（電子チケット事業）

電子チケット事業には、電子チケット及びチケットトレード、並びにそれらに付随する各種サービスからの収益により構成されております。音楽のライブはもちろんのこと、プロ野球やフィギュアスケートといったスポーツ、遊園地などのレジャー施設まで幅広く電子チケットサービスを提供しております。

当連結会計年度においては、有力アーティストのライブやスポーツイベントへの電子チケットの導入を進めてまいりました。特に、2019年６月より施行されたチケット不正転売禁止法に対応する、ライブやイベントへ行けなくなった人が他者に適法、適切にチケットを譲渡できる公式の仕組みであるチケットトレードサービスについては、業界最大手のプレイガイドの１社である株式会社イープラスと、子会社を通じて資本業務提携を締結し、公式２次流通のスタンダードとなるべく、サービスの普及を推進してまいりました。

しかしながら、第４四半期において新型コロナウイルス感染症の影響により、ライブ、コンサートの多くが中止、延期されたことに伴い、電子チケット及びチケットトレードに関連する収益も大きく減少し、払い戻し手数料の負担なども行いました。

電子チケット周辺領域のサービスといたしましては、プロ野球の公式カードコレクションアプリを合計８球団で展開するにいたりました。ま

た、ライブをより楽しむためのデジタルコンテンツパックサービスの提供や、アイドルグループのアプリの新規リリース及びリニューアルにも取り組んでまいりました。今後についても、カードコレクションアプリのスポーツ以外への横展開や、新たな電子チケット付加サービスの開発、提供を進めることで、周辺領域でのビジネスも拡大させていくことを計画しております。

以上の結果、当連結会計年度におけるチケット事業の売上高は1,092百万円(前年同期比119.9%増)、セグメント損失は254百万円(前年同期はセグメント利益123百万円)となりました。

(その他事業)

その他事業には、上記３つのセグメントに属さない連結子会社の収益等が計上されており、主にアパレルやプロダクション事業が含まれております。

当連結会計年度においては、引き続き将来の収益獲得に向けた事業育成を行ってきたことから、売上高は68百万円（前年同期比31.6%減）、セグメント損失は48百万円（前年同期はセグメント損失27百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は327百万円で、その主なものは保養所の取得315百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、第７回及び第８回新株予約権の行使により119百万円を新たに調達するとともに、連結子会社である株式会社エンターテインメント・ミュージック・チケットガードが、第三者割当増資により208百万円を新たに調達いたしました。

(2) 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 13 期 (2017年３月期)	第 14 期 (2018年３月期)	第 15 期 (2019年３月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売　上　高(百万円)	3,711	3,683	6,919	11,061
経　常　利　益(百万円)	467	434	450	924
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(百万円)	310	96	△2,269	470
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失　(円)	41.63	12.98	△274.93	51.75
総　資　産(百万円)	3,060	3,041	10,212	10,660
純　資　産(百万円)	2,227	2,130	4,371	4,808
１株当たり純資産額　(円)	293.99	280.27	479.26	527.51

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 13 期 (2017年３月期)	第 14 期 (2018年３月期)	第 15 期 (2019年３月期)	第 16 期 (当事業年度) (2020年３月期)
売　上　高(百万円)	3,572	3,167	3,333	3,455
経　常　利　益(百万円)	495	444	325	1,148
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	296	145	△2,460	662
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（注１）　(円)	39.75	19.53	△298.06	72.84
総　資　産(百万円)	3,003	2,919	4,929	5,898
純　資　産(百万円)	2,213	2,160	4,110	4,677
１株当たり純資産額（注２）　(円)	294.07	286.91	454.24	513.16

(注) １．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
EMTG株式会社	10百万円	100.0%	スマートフォン・携帯向けアーティストファンサイトの企画・開発・運営、ファンクラブの企画・運営
株式会社エンターテインメント・ミュージック・チケットガード	114百万円	54.6%	電子チケット及びチケットトレード事業及びその付随サービス

(注) 2020年４月１日付でEMTG株式会社の商号を株式会社Fanplusへ、株式会社エンターテインメント・ミュージック・チケットガードの商号を株式会社Tixplusへ変更しております。

(4) 対処すべき課題

我が国の経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、先行きの不透明さが増しております。このような経営環境のもと、当社グループの継続的かつ安定的な成長とそれに伴う収益基盤の拡大のためには、変化に富むユーザーの嗜好を的確に捉えた魅力的なコンテンツや商品の提供を行うとともに、新規の顧客層を開拓していくことが必要であると認識しております。そのため当社グループは、以下のような課題に取り組んでまいります。

① スマートフォンへの対応と新規事業の開発

スマートフォンの普及が進むに伴い、スマートフォン向けアプリやコンテンツ、サービスの提供と、それによる収益の拡大が課題であると考えております。これに対し当社グループでは、よりスマートフォンに適したサイト展開やコンテンツの高付加価値化に努めております。また、アーティスト等を題材としたアプリ、電子書籍などの配信、動画サービスの提供にも注力しております。加えて、スマートフォン向けの他社プラットフォームへ対してもスタンプなどのコンテンツ提供を行っております。今後についても、スマートフォン向けの有料サイトやコンテンツ、アプリを拡大していく方針であります。

また、新規事業につきましては、積極的な新規子会社の展開や、子会社を通じた他社との事業提携、並びに新規事業の開発にも取り組んでおります。

② 有力コンテンツの獲得推進と認知度の向上並びに他社との差別化

携帯コンテンツ配信事業においては、競合や市場環境はより一層厳しさを増すものと予想されます。当社グループが今後も優位性を保つためには、他社にはない有力コンテンツの獲得によるサイトの認知度の向上と、サイト内容の差別化、スマートフォン向けの新規コンテンツサービスや技術への迅速な対応が課題であると認識しております。

これに対して当社グループでは、各種メディアや業界動向などから幅広く情報収集を行うとともに、これまでに培った音楽業界での経験から、今後の流行が予想されるコンテンツの目利きを行っております。また、それと同時にこれまで構築してきた業界内でのネットワークを活用し、同業他社に先駆けそれらコンテンツの獲得を行うことができるよう営業活動に努めてまいります。

また、サイト運営にあたっては、技術力の高いシステム開発会社を選定の上、収益をあらかじめ定められた料率で分配する方式を採用することにより、固定的な開発費用の発生を抑制すると同時に、日進月歩の携帯技術に対して機動的に対応する体制を構築しております。

③ 顧客基盤の拡大

当社グループの継続的かつ安定的な成長のためには、顧客基盤の拡大が重要であると認識しております。このため、当社グループでは、今後の利用者の拡大が見込まれる新規コンテンツ分野については、より多くの利用者の目に触れることのできるよう、いち早く市場に参入することにより、サイトやサービス注目度と集客力を上昇させ、新規会員の獲得を推進しております。

また、キャリアの展開するスマートフォン向け月額使い放題のコンテンツサービスにも、複数のサイトやコンテンツを提供するとともに。キャリアと共同で様々なキャンペーンを展開するなど、収益獲得機会の間口の拡大にも努めております。

加えて、様々なコンテンツカテゴリーにおいて様々なサイトやサービスを提供する強みやノウハウを生かし、サイト間での相互リンクやコンテンツサービスの相互利用などにより、新規会員獲得を推進するとともに、既存会員のサイトの利用継続性の向上も図っております。

④ 優秀な人材の確保

上記の課題に対応していくためには、優秀な人材の確保が重要であると認識しております。

当社グループは、潜在顧客の求める魅力あるコンテンツを企画出来る能力、商品ライフサイクルにわたって利用者を引き付けるサイトを運営できる能力、ニーズの高いコンテンツを発掘できる能力、外注先を含めた人的

資源をマネジメントできる能力等を有する優れた人材の確保するために、新卒も含めた採用活動の強化、社内教育の充実による人材の育成に注力していく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、スマートフォン等のモバイル端末及びＰＣ端末向けサイトの企画・制作・運営及びコンテンツの提供を主な事業としております。また、当社の事業は、コンテンツ事業、ＥＣ事業、電子チケット事業及びその他の事業に分類されます。

各事業における主な商品及び当社グループの位置付け等は次のとおりとなります。

（コンテンツ事業）

当事業においては、音楽事務所、アーティスト・俳優及びレコード会社等のコンテンツホルダーより許諾を受け、ＰＣやスマートフォン向けのアプリや公式サイトの企画等を行い、各キャリア等を通じて利用者にサービスを提供します。

当事業は、提供するコンテンツやサービスに応じて、「音楽コンテンツ配信サイト」「エンタテインメントコンテンツ配信サイト」及び「ファンクラブサイト」の３つに大別されます。

（ＥＣ事業）

当事業においては、レコード会社及び音楽事務所等よりＣＤ及びＤＶＤ等のパッケージ商品やアーティストのグッズの販売を、特定のブランドショップよりアパレル商品の販売を、それぞれ受託しております。それら商品を当社グループの運営するWebサイトに掲載し、販売を行います。なお、商品の出荷梱包、配送、決済（代金引換支払の集金）及び在庫管理は、業務委託する運送業者等が行います。

（電子チケット事業）

当事業においては、アーティストのライブやコンサート、プロ野球やフィギュアスケートといったスポーツイベント、レジャー施設等で使用するチケットを、スマートフォンを利用した電子チケットの形式で提供する事業であり、電子チケットのサービス利用料が当社グループの収益となります。　当事業では電子チケットの提供だけではなく、権利者に許諾を受けたチケットのトレード機能も提供していることが大きな特徴であり強みでもあります。また、プロ野球選手のカードコレクションアプリなど、電子チケットに付随するサービスも提供しております。

(6) 主要な事業所（2020年３月31日現在）

名称	所在地
株式会社エムアップ	東京都渋谷区
EMTG株式会社	東京都渋谷区
株式会社エンターテインメント・ミュージック・チケットガード	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況（2020年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
コンテンツ事業	124（9）名	6名減　（8名減）
電子チケット事業	58（4）	21名増　（-名）
EC事業	10（-）	3名増　（-名）
共通	17（-）	2名増　（3名減）
その他（子会社）	2（-）	-名　（1名減）
合計	211（13）	20名増　（12名減）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61（8）名	3名減（1名減）	32.9歳	5.03年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年４月１日付で持株会社体制へ移行いたしました。なお、詳細は計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　24,000,000株
② 発行済株式の総数　9,115,697株
③ 株主数　3,114名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,897	20.8
美藤宏一郎	1,468	16.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	713	7.8
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	318	3.5
BBH(LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND	284	3.1
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS－MARGIN(CASHPB)	265	2.9
佐藤元	253	2.8
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	221	2.4
桑田武志	203	2.2
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	201	2.2

（注）持株比率は、発行済株式の総数より、自己株式（194株）を控除して算出しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年３月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
美藤 宏一郎	代表取締役		
藤池 季樹	取締役	管理担当兼総務経理部長	
後藤 豊	取締役		株式会社ユイミュージック代表取締役 株式会社フォーライフミュージックエンタテインメント代表取締役社長 一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団理事長
織原 新一	取締役 (監査等委員・常勤)		株式会社インパクト代表取締役 株式会社エコグリーンホールディングス社外監査役
今村 肇	取締役(監査等委員)		
富澤 一誠	取締役(監査等委員)		尚美学園大学副学長

(注) １．取締役後藤豊は、社外取締役であります。
２．取締役（監査等委員）織原新一、今村肇及び富澤一誠は、社外取締役であります。
３．取締役（監査等委員）織原新一は、長年に亘りコンサルティング業務を通じて、経理・財務業務に携わってきた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
５．当社は、取締役後藤豊、取締役（監査等委員）織原新一、今村肇及び富澤一誠の４名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．取締役（監査等委員）武田和豊は、2019年６月27日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

② 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	摘要
取締役 (監査等委員を除く)	３名	125,660千円	うち社外取締役１名4,500千円
取締役 (監査等委員)	４名	9,960千円	うち社外取締役３名7,800千円
合計	７名	135,620千円	－

(注) １．上表には、2019年６月27日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した取締役（監査等委員）１名を含んでおります。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年６月29日開催の第12期定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。
４．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年６月29日開催の第12期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。
５．当事業年度末日現在の員数は、取締役（監査等委員を除く）３名、取締役（監査等委員）３名であります。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役後藤豊氏は、株式会社ユイミュージック代表取締役、株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント代表取締役社長及び一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団理事長であります。当社と株式会社ユイミュージック、株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント及び一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団との間には特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）織原新一氏は、株式会社インパクトの代表取締役であります。当社と株式会社インパクトの間には特別な関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員との重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）織原新一氏は、株式会社エコグリーンホールディングスの社外監査役であります。当社と株式会社エコグリーンホールディングスの間には特別な関係はありません。

ハ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ニ．当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	後　藤　　豊	2019年６月27日の就任以降開催の取締役会には全て出席し、他の会社の経営者としての豊富な知識・経験に基づき、適宜意見を述べております。
取　締　役（監査等委員）	織　原　新　一	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会には全て出席し、上場会社における経営管理業務及びコンサルタントとしての公開支援業務から培われた企業の管理体制に係る知識・経験に基づき、適宜意見を述べております。
取　締　役（監査等委員）	今　村　　肇	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会には全て出席し、主に音楽業界における豊富な経験・見地から、適宜有用な発言を行っております。
取　締　役（監査等委員）	富　澤　一　誠	2019年６月２７日の就任以降開催の取締役会及び監査等委員会には全て出席し、主に音楽業界における豊富な経験・見地から適宜有用な発言を行っております。

(3) 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重点施策の一つと認識しております。株主の皆さまへの適正な利益配分を実施するとともに、事業拡大や生産性向上を実現するための内部留保資金の確保を行い、企業競争力を高めることを基本方針としております。また、配当性向は30%以上を目標としております。

この方針に基づき、2020年３月期の期末配当金は、2020年６月５日開催の取締役会決議により、１株当たり22円とさせていただきました。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,818,505	流動負債	5,570,757
現金及び預金	4,870,870	買掛金	2,805,316
売掛金	1,564,505	未払金	799,265
商品	21,589	未払法人税等	260,878
仕掛品	1,294	前受金	955,931
未収入金	716,545	預り金	532,058
その他	644,575	賞与引当金	38,375
貸倒引当金	△875	役員賞与引当金	37,500
固定資産	2,841,537	その他	141,431
有形固定資産	752,809	固定負債	280,803
建物	602,718	資産除去債務	38,728
車両運搬具	5,957	繰延税金負債	235,985
工具、器具及び備品	30,666	その他	6,090
土地	113,468	負債合計	5,851,562
無形固定資産	1,466,856	(純資産の部)	
のれん	983,343	株主資本	4,610,776
顧客関連資産	385,833	資本金	308,836
その他	97,679	資本剰余金	3,687,431
投資その他の資産	621,870	利益剰余金	614,836
投資有価証券	214,236	自己株式	△327
長期貸付金	86,558	その他の包括利益累計額	△9,816
繰延税金資産	90,730	その他有価証券評価差額金	△9,816
その他	309,843	新株予約権	20,012
貸倒引当金	△79,498	非支配株主持分	187,508
		純資産合計	4,808,480
資産合計	10,660,042	負債及び純資産合計	10,660,042

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		11,061,851
売上原価		8,133,676
売上総利益		2,928,175
販売費及び一般管理費		2,198,497
営業利益		729,677
営業外収益		
投資有価証券売却益	179,395	
受取賃貸料	6,292	
その他	15,604	201,293
営業外費用		
為替差損	619	
貸倒引当金繰入額	1,570	
支払手数料	2,931	
その他	921	6,043
経常利益		924,927
特別利益		
固定資産売却益	6,526	6,526
特別損失		
投資有価証券評価損	4,999	
固定資産売却損	214	5,214
税金等調整前当期純利益		926,239
法人税、住民税及び事業税	443,731	
法人税等調整額	160,264	603,995
当期純利益		322,243
非支配株主に帰属する当期純損失		148,117
親会社株主に帰属する当期純利益		470,361

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,856,591	流動負債	1,052,529
現金及び預金	497,577	買掛金	601,239
売掛金	615,369	未払金	128,498
商品	2,840	未払消費税等	8,868
前渡金	20,274	未払費用	19,855
前払費用	104,402	前受金	224,646
未収入金	599,483	預り金	6,142
未収還付法人税等	8,285	賞与引当金	19,859
その他	9,012	役員賞与引当金	30,000
貸倒引当金	△654	その他	13,419
固定資産	4,042,231	固定負債	168,566
有形固定資産	694,488	資産除去債務	20,270
建物	555,253	長期預り敷金保証金	142,205
車両運搬具	5,957	その他	6,090
工具、器具及び備品	19,810	負債合計	1,221,096
土地	113,468	(純資産の部)	
無形固定資産	24,366	株主資本	4,680,676
商標権	9,166	資本金	308,836
ソフトウエア	15,199	資本剰余金	3,710,148
投資その他の資産	3,323,376	資本準備金	1,850,350
投資有価証券	214,236	その他資本剰余金	1,859,798
関係会社株式	2,758,245	利益剰余金	662,018
長期貸付金	86,558	その他利益剰余金	662,018
関係会社長期貸付金	62,050	繰越利益剰余金	662,018
敷金	272,170	自己株式	△327
繰延税金資産	43,339	評価・換算差額等	△9,816
その他	12,673	その他有価証券評価差額金	△9,816
貸倒引当金	△125,898	新株予約権	6,867
資産合計	5,898,822	純資産合計	4,677,726
		負債及び純資産合計	5,898,822

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損　益　計　算　書

（ 2019年４月１日から
2020年３月31日まで ）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		3,455,090
売上原価		2,343,068
売上総利益		1,112,021
販売費及び一般管理費		809,300
営業利益		302,720
営業外収益		
投資有価証券売却益	179,395	
受取配当金	650,000	
貸倒引当金戻入額	3,229	
受取賃貸料	6,292	
その他	7,931	846,849
営業外費用		
為替差損	761	
その他	780	1,542
経常利益		1,148,028
特別利益		
固定資産売却益	6,526	6,526
特別損失		
関係会社株式評価損	316,337	
投資有価証券評価損	4,999	321,337
税引前当期純利益		833,216
法人税、住民税及び事業税	174,160	
法人税等調整額	△2,961	171,198
当期純利益		662,018

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年６月１日

株式会社エムアップホールディングス
（旧社名　株式会社エムアップ）
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下　条　修　司　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　裕　之　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社エムアップホールディングス（旧社名　株式会社エムアップ）の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムアップホールディングス（旧社名　株式会社エムアップ）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性

があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年６月１日

株式会社エムアップホールディングス
（旧社名　株式会社エムアップ）
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	下	条	修	司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊	藤	裕	之	㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エムアップホールディングス（旧社名　株式会社エムアップ）の2019年４月１日から2020年３月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
重要な後発事象に記載のとおり、会社は、2020年４月１日に持株会社体制への移行が完了している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．後発事象

2019年６月27日開催の定時株主総会の承認に基づき、2020年４月１日を効力発生日として、持株会社体制に移行するために、吸収分割を実施いたしました。

当該事項は、監査等委員会の意見に影響を及ぼすものではありません。

2020年６月５日

株式会社エムアップホールディングス
監査等委員会
常勤社外取締役（監査等委員長）織　原　新　一　㊞
社外取締役（監査等委員）　今　村　　肇　㊞
社外取締役（監査等委員）　富　澤　一　誠　㊞

（注）監査等委員織原新一、今村肇及び富澤一誠は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役として３名の選任をお願いしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	みとう　こういちろう 美藤　宏一郎 （1958年８月12日）	1984年２月　ビクター音楽産業株式会社(現ビクターエンタテインメント株式会社)入社 1990年８月　東芝イーエムアイ株式会社(現株式会社ＥＭＩミュージック・ジャパン)入社 1997年６月　株式会社ボーダレス・コネクション(現　株式会社アンリミテッドグループ)入社 1998年７月　株式会社ヘッドワックスオーガナイゼーション　取締役 2003年８月　株式会社アンリミテッドグループ　取締役 2004年12月　当社設立、取締役 2005年10月　当社代表取締役(現任)	1,468,800株
2	ふじいけ　としき 藤池　季樹 （1964年６月24日）	1992年９月　ＡＳＴリサーチジャパン株式会社入社 1996年３月　アキア株式会社入社 1998年４月　日本サイテックス株式会社入社 2001年１月　株式会社コマースセンター入社 2004年12月　株式会社アプリックス入社 2007年７月　当社入社　経理部長 2007年８月　当社取締役経理部長 2009年10月　当社取締役総務経理部長(現任)	116,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）		所有する当社の株式数
3	ごとう　ゆたか 後藤　豊 （1949年３月28日）	1972年４月 1972年５月 1975年６月 1982年６月 1985年３月 1986年10月 1993年３月 2001年10月 2001年11月 2013年４月 2019年６月	株式会社ユイ音楽出版設立、代表取締役 株式会社ユイ音楽工房設立、代表取締役 株式会社フォーライフレコード設立、代表取締役副社長 株式会社フォーライフレコード代表取締役社長 社団法人日本レコード協会理事 社団法人音楽制作者連盟設立、理事長 財団法人音楽産業･文化振興財団(現一般財団法人日本音楽産業･文化振興財団)設立、副理事長 株式会社ユイミュージック代表取締役(現任) 株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント代表取締役社長（現任） 一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団理事長(現任) 当社社外取締役(現任)	―株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．後藤豊氏は社外取締役候補者であります。
３．美藤宏一郎氏は、当社の創業者並びに代表取締役として当社経営を担っており、経営全般における豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社及び当社グループの企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
４．藤池季樹氏は、経営管理部門における豊富な経験と知見を有しており、当社及び当社グループの管理部門における責任者として持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
５．後藤豊氏は、レコード会社等の代表取締役として長年にわたり経営に携わるとともに、音楽やその制作者、権利者のための業界団体での活動統括に携わるなど、音楽業界及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社及び当社グループの経営に対しても適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
６．当社は後藤豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定です。
７．後藤豊氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって１年であります。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）		所有する当社の株式数
1	おり　はら　しん　いち 織　原　新　一 （1945年10月20日）	1969年４月 1983年３月 1984年３月 1990年２月 1994年６月 2005年９月 2009年６月 2016年６月 2016年６月	株式会社不二家入社 日産火災海上保険株式会社(現損保ジャパン株式会社)入社 株式会社モスフードサービス入社 日本合同ファイナンス株式会社(現株式会社ジャフコ)入社 ジャフココンサルティング株式会社出向 株式会社インパクト設立、代表取締役就任(現任) 当社監査役就任 取締役(監査等委員)就任(現任) 株式会社エコグリーンホールディングス監査役就任(現任)	―株
2	いま　むら　　はじめ 今　村　　肇 （1947年９月23日）	1971年４月 1972年４月 1991年４月 2001年４月 2004年１月 2008年１月 2016年６月	日本ビクター株式会社入社 ビクター音楽産業株式会社(現ビクターエンタテインメント株式会社)出向 MCAビクター株式会社(現ユニバーサルミュージック合同会社)出向 同社転籍、執行役員就任 株式会社金羊社入社 当社監査役就任 取締役(監査等委員)就任(現任)	―株
3	とみ　さわ　いっ　せい 富　澤　一　誠 （1951年４月27日）	1971年４月 1988年12月 2006年12月 2008年４月 2009年４月 2014年12月 2016年12月 2018年４月 2019年６月	音楽評論家として活動開始 日本レコード大賞審査員 日本レコード大賞常任実行委員 尚美ミュージックカレッジ専門学校客員教授 学校法人尚美学園評議員 学校法人尚美学園理事 日本レコード大賞アルバム賞委員長就任 尚美学園大学副学長(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任)	―株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．織原新一氏、今村肇氏及び富澤一誠氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
３．織原新一氏は、長年の上場会社における経営管理業務及びコンサルタントとしての公開支援業務から培われた企業の管理体制に係る知識及び経験を有していることから、当社の監査においてその職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。
４．今村肇氏は、音楽業界の制作及び宣伝の経験を有しており、音楽業界について高い見識を有していることから、当社の監査においてその職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。
５．富澤一誠氏は、音楽評論活動に長く携わっており、音楽業界について高い見識を有していることから、当社の監査においてその職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。
６．当社は、織原新一氏、今村肇氏及び富澤一誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。
７．織原新一氏及び今村肇氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって４年であり、富澤一誠氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会の終結の時をもって１年であります。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は2016年6月29日開催の定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は３名であり、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は３名となります。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年40,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

なお、当社は、本議案が承認されることを条件に、当社子会社の取締役及び幹部社員に対し、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都渋谷区渋谷２-22-３　渋谷東口ビル１Ｆ
ＴＫＰガーデンシティ渋谷
TEL：03-4577-9253

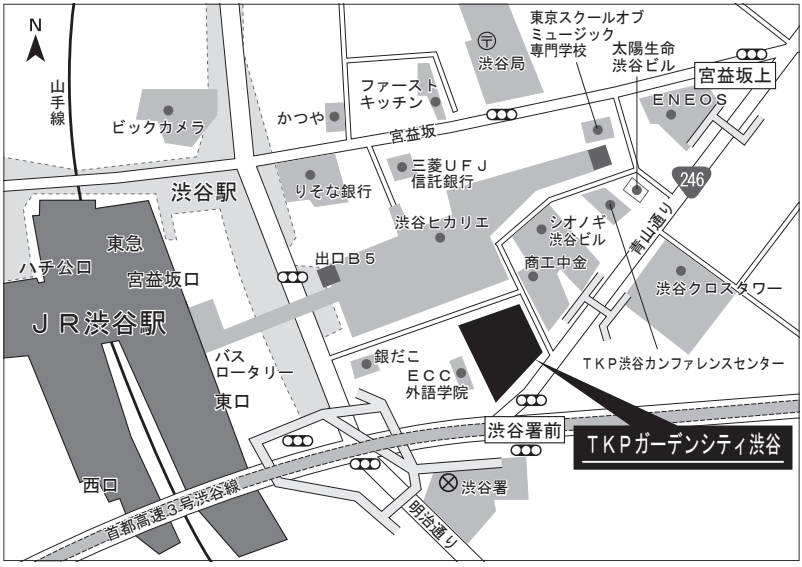

交　通

- ＪＲ山手線　渋谷駅　東口　徒歩３分
- ＪＲ埼京線　渋谷駅　東口　徒歩３分
- ＪＲ湘南新宿ライン　渋谷駅　東口　徒歩３分
- 東京メトロ銀座線　渋谷駅　徒歩３分
- 東京メトロ半蔵門線　渋谷駅　B5番出口　徒歩３分
- 東京メトロ副都心線　渋谷駅　B5番出口　徒歩３分
- 東急東横線　渋谷駅　B5番出口　徒歩２分
- 東急田園都市線　渋谷駅　B5番出口　徒歩２分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。